

海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための 基本方針

海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）は、海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号。以下「促進法」という。）第3条第1項の規定に基づき、水産動植物の増殖若しくは養殖又は新漁場における漁業生産の企業化により海洋における漁業生産の増大を図ること及び水産動植物の採捕の方法、期間等を適切にすることにより海洋における安定的な漁業生産を確保することを図るための方針を定めることにより、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進し、もって漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資することを目的としている。

今回定める第11次基本方針は、今後の海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るに当たっての基本的な指針として、平成29年に定めた第10次基本方針において示した今後の沿岸海域における水産動植物の増殖又は養殖の推進、海洋の新漁場における漁業生産の企業化の促進、海洋水産資源の自主的な管理の促進及び海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化の促進の事項につき、その後の増養殖技術等の漁業技術の発展を考慮して必要な見直しを行ったものである。

この基本方針は、水産基本法（平成13年法律第89号）第11条第1項の規定に基づく水産基本計画と同じく10年程度を見通し、目標年度を令和14年度として定め、同計画及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の3第1項の規定に基づく漁港漁場整備長期計画と相まった水産政策の効率的な推進に資するものとする。

第1 沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項

1 増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物の種類及び当該種類の水産動植物の増殖又は養殖による漁業生産の増大の目標

(1) 増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物の種類

水産動植物の増殖又は養殖を推進することにより漁業生産の増大を図ることが相当な沿岸海域において、増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物の種類については、別表に掲げる種類とする。

(2) (1) の種類の水産動植物の増殖又は養殖による漁業生産の増大の目標

38.3万トン

(注) 漁業生産の増大の目標は、原魚・原藻換算の重量である。

2 増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物の種類ごとの増殖又は養殖に適する自然的条件に関する基準

- (1) 増殖又は養殖を行う海域における水温が、増殖又は養殖に係る水産動植物の種類ごとにそれぞれ別表の該当欄に掲げるとおりであること。
- (2) 増殖又は養殖を行う海域における水質の基準が、それぞれ次のとおりであること。
- ア 水素イオン濃度については、7.8以上8.3以下
 - イ 化学的酸素要求量については、あかがい、はまぐり、うちむらさき、あさり若しくはなまこの増殖又はかき、くるまえば若しくはのりの養殖を行う海域においては3 ppm以下、その他の水産動植物の増殖又は養殖を行う海域においては2 ppm以下
 - ウ 溶存酸素量については、ぶり、ふえふきだ、いしだ、いさき、たい若しくはいかの増殖又ははた、まぐろ若しくはわかめの増殖若しくは養殖を行う海域においては7.5 ppm以上、その他の水産動植物の増殖又は養殖を行う海域においては5 ppm以上
- (3) 増殖又は養殖を行う海域における底質の基準が、それぞれ次のとおりであること
- ア 化学的酸素要求量については、あまだい、あかむつ、はた、ひらめ、かれい、ばい、あかがい、たいらぎ、ほたてが、はまぐり、うちむらさき、あさり、ばかがい、あげまき、がざみ若しくはなまこの増殖又はくるまえばの増殖若しくは養殖を行う海域においては、乾泥1グラム中20ミリグラム以下、とりがいの増殖を行う海域においては、乾泥1グラム中15ミリグラム以下
 - イ 硫化物については、あまだい、あかむつ、はた、ひらめ、かれい、ばい、あかがい、たいらぎ、ほたてが、はまぐり、うちむらさき、あさり、ばかがい、あげまき、がざみ若しくはなまこの増殖又はくるまえばの増殖若しくは養殖を行う海域においては、乾泥1グラム中0.2ミリグラム以下

3 1の(2)の目標を達成するために必要な漁業生産の基盤の整備及び開発並びに施設の整備に関する基本的な事項

1の(2)の目標を達成するため、水産動植物の増殖又は養殖を推進することにより漁業生産の増大を図ることが相当な沿岸海域における漁業生産の基盤の整備及び開発並びに施設の整備に関しては、当該海域の特性及び社会環境に応じ、生産力を持続的に活用するための合理的方策を検討しつつ、促進法第5条第1項の規定に基づく沿岸水産資源開発区域の指定及び当該区域についての促進法第7条第1項の規定に基づく沿岸水産資源開発計画の作成の促進を図るほか、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に実施する。

(1) 水産環境整備の推進

生態系全体の生産力の向上を目指し、海域の自然条件その他の環境条件や増養殖対象生物の特性に応じ、産卵や幼稚仔の成育、成体の生育の場となる増養殖場の造成や魚礁の設置、藻場・干潟等の造成等をはじめとした計画的な水産環境整備を推進していくこととし、特に以下の点に留意するものとする。

- ア 増殖効果の発揮に向けた栽培漁業や他の資源管理施策との連携の強化
- イ 産卵や成長の各過程における良好な生育環境の確保
- ウ 自然環境等の変化に対するモニタリングと、その結果に応じて事業の実施・管理方法を見直す順応的管理手法の導入
- エ 水産生物の生息場ネットワークが構築されるよう、地方公共団体間での広域的な連携の推進

(2) 栽培漁業の推進

栽培漁業は資源管理上効果のあるものへの重点化を行い、必要な種苗の供給を確保するための種苗生産施設や中間育成施設の整備を促進するとともに、放流効果の実証に努め、以下によって環境・生態系と調和した効率的な栽培漁業を推進する。

- ア 漁獲管理及び水産基盤整備と一体的な種苗放流の推進
- イ 沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第7条の2第1項の規定に基づき都道府県が定めた基本計画による地域の主体的な取組の促進
- ウ 資源評価結果に基づく放流効果の検証による対象種の重点化を踏まえた効果的な栽培漁業の推進
- エ 都道府県の区域を越えて回遊する広域種について海域栽培漁業推進協議会が策定した「効率的かつ効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画」に基づく取組の推進
- オ 関係都道府県の種苗生産施設の共同利用を推進
- カ 遺伝的な多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針の種苗生産現場への普及
- キ 環境変化に適応した栽培漁業の実施等のための技術開発の促進

(3) 養殖の振興

養殖の効率化を推進するため、養殖施設、養殖作業合理化施設等の整備を促進するとともに、以下によって養殖生産の安定を図る。

- ア 養殖用配合飼料価格の変動に備えた経営安定対策の実施や魚粉使用率が低く、低価格かつ少量給餌で高成長を示す高効率な配合飼料の開発
- イ 新たな養殖技術の開発及び実用化に向けた実証事業の促進や環境影響を緩和する技術の開発
- ウ 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第4条第1項の規定に基づく漁場改善計画において設定された適正養殖可能数量の遵守等による漁場環境の維持又は改善

エ 養殖対象生物の疾病に対する予防・診断・治療技術の開発、国内防疫対策及び輸入防疫対策の推進

(4) 事業主体の連携

水産動植物の増殖又は養殖に係る漁業生産の基盤の整備及び開発並びに施設の整備に当たって、国、都道府県、漁業協同組合等は、相互に必要な調整を図りつつ、事業の効率的かつ円滑な実施に努める。

4 その他水産動植物の生育環境の保全に関する国の重要事項

水産動植物の生育環境の保全を図るため、赤潮・貧酸素水塊による被害の軽減、海洋ごみ、油濁等による漁場環境の悪化の防止、栄養塩の適正な管理等に資する取組を推進する。

第2 海洋の新漁場における漁業生産の企業化の促進に関する事項

1 新漁場における漁業生産の企業化による漁業生産の増大の目標

0.4万トン

(注) 漁業生産の増大の目標は、原魚換算の重量である。

2 漁業生産の企業化を促進することが適当な新漁場の予定海域

漁業生産の企業化を促進することが適当な新漁場の予定海域は、下記のとおりとする。

漁業種類	新漁場の予定海域	主な対象魚種
1 まき網漁業	熱帯太平洋中部	かつお等
2 かつお釣り漁業	北太平洋中西部 熱帯太平洋中西部	かつお・まぐろ類 かつお・まぐろ類
3 いか釣り漁業	北太平洋	あかいか等

3 新漁場における漁業生産の企業化に当たっての重要事項

新漁場における漁業生産の企業化に当たっては、次の事項に十分留意しつつ推進するものとする。

- (1) 対象海域における水産資源の調査研究並びに科学的根拠に基づく資源の持続的利用及び生態系の保全について関係諸国及び国際機関と積極的に協力するよう配慮すること。
- (2) 未利用資源の有効利用、漁業生産の合理化又は漁獲物の付加価値向上のための漁船、漁具・漁法、処理加工技術等の改良・開発を図ること。その際、国際競争力の確保に十分留意すること。
- (3) 消費者ニーズに対応するため、漁獲対象魚種の選定や対象魚種の品質等にも十分配慮するとともに、消費者への普及を推進すること。
- (4) ICTやドローン技術、人工衛星から得られる情報等の積極的な活用を通じ、操業の効率化と単価向上による収益性の向上を目指すとともに、漁場形成状況の変化に対応し、漁業生産の増大に繋げること。その際、漁業分野においても二酸化炭素排出量削減を推進する必要があることを踏まえ、省エネに繋がる技術も活用し、燃油使用量の削減を図ること。

第3 海洋水産資源の自主的な管理の促進に関する事項

1 漁業者団体等による海洋水産資源の自主的な管理の適切かつ有効な実施を図るための海洋水産資源の管理の対象、方法及び期間に関する基本的な指針

(1) 海洋水産資源の管理の対象

管理の対象となる海洋水産資源の種類等は、次によるものとする。

ア 対象となる海洋水産資源の種類

我が国の領海、排他的経済水域等に賦存し、我が国水産業において主要な漁獲対象となっている資源であって、適切な維持・管理を行わなかった場合、その資源状態が悪化し、又は悪化するおそれのあるもの

イ 対象となる海域

我が国の領海、排他的経済水域等、我が国の漁業者がアの海洋水産資源を採捕している海域

ウ 対象となる漁業種類

自主的な管理の対象となる海洋水産資源を、自主的な管理の対象となる海域において利用する漁業種類のうち、農林水産大臣又は都道府県知事の許可その他の処分を要する漁業種類及び当該海洋水産資源に対する漁獲による影響が相対的に大きい漁業種類

(2) 海洋水産資源の管理の方法及び期間

管理の方法及び期間は、次によるものとする。

ア 基本的な考え方

漁業法（昭和24年法律第267号）に基づき、新たな資源管理の推進に向けたロードマップに従い、海洋水産資源ごとに、最新の科学的知見を踏まえて実施された資源評価に基づき資源管理の目標を設定し、当該資源管理の目標の達成を目指し漁獲可能量による管理を行い、最大持続生産量を実現できる資源量の水準を維持し、又は回復させることを基本とする。また、資源管理をより効果的なものとするため、海洋水産資源の再生産が阻害されることを防止するために必要な場合には、許可、免許に加え、漁業時期の制限、漁具の種類の制限、体長制限その他の漁業の方法による管理を合わせて行うものとする。

管理の対象となる海洋水産資源の資源状態や、生物学的特性等を踏まえ、その持続的かつ合理的利用に資する適切な方法により計画的に行うこと。また、自主的な管理に直接的に参加する漁業者による取組の実施のみならず、隣接海域や当該海洋水産資源への漁獲の影響が比較的少ない者も含め、基本的に関係する全ての漁業者の参画を得て行うこと。

なお、漁獲量の制限、漁船隻数の縮減等により漁獲対象魚種の取引分野における競争を実質的に制限しないこと。

イ 具体的な管理の方法

資源の持続的かつ合理的利用の目的に沿って、資源状態や生物学的特性等を踏まえ、産卵親魚量の確保、漁具・漁法、操業区域・期間、採捕のサイズの管理等の管理手法を組み合わせる行うこと。

ウ 漁業法第124条に基づく認定協定の締結推進

資源管理の基本的な考え方を示した国が定める資源管理基本方針又は都道府県が定める資源管理方針に基づく漁業者による認定協定の締結及び当該認定協定による資源管理への参画を促すことにより、自主的な管理の推進を図ること。

エ 資源管理の見直し・改善

資源状態に応じた適切な資源管理が実施されるよう、科学的知見に基づく評価を定期的に行い、管理措置の見直し・改善を行うこと。

オ 広域資源管理の促進

広域資源については、対象となる海域が都道府県の区域を越えたり、対象となる漁業の種類が農林水産大臣と都道府県知事の許可その他処分を要する漁業の双方に及ぶことから、必要に応じ漁業法第152条第1項の規定に基づき設置された広域漁業調整委員会の機能を活用する等により、関係者が一体となった取組を促進すること。

カ 資源管理の期間

対象となる海洋水産資源の生物学的特性等を踏まえ、管理の効果を得るために一定期間継続して行うこと。

2 漁業者団体等による海洋水産資源の自主的な管理を促進するために必要な国の関係行政機関が行う調査の課題及び方法に関する基本的な事項

(1) 調査の課題

ア 資源評価対象魚種の拡大に伴う調査の課題

漁業法では、全ての有用水産資源について資源評価を行うよう努めるものとすることが規定され、都道府県及び国立研究開発法人水産研究・教育機構とともに実施する資源評価の対象魚種を200種程度に拡大したことから、調査船調査、市場調査、漁船活用調査等に加え、迅速な漁獲データ、海洋環境データの収集・活用や電子的な漁獲報告を可能とする情報システムの構築・運用等のDXの推進に努めるものとする。

イ 管理技術の高度化等に係る調査の課題

生物学的特性等に適合した管理技術の高度化、漁業生産技術の改良等に関する調査を進めるものとする。

(2) 調査の方法

ア 資源評価対象魚種の拡大に伴う調査の方法

国は、国立研究開発法人水産研究・教育機構、都道府県、その他関係団体等と連携しつつ各種の資源情報を収集・蓄積するとともに、関係者が資源状況について共通の認識を持てるよう、様々な機会を利用し、情報提供及び意見交換に努めるものとする。

なお、都道府県においても、国と緊密に連携しつつ、国が行う調査の課題及び方法に準じて調査を行うよう努めるものとする。

イ 管理技術の高度化等に係る調査の方法

大学や都道府県との連携・協力の下、調査の課題ごとに進めるものとする。

第4 海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化の促進に関する事項

近年の海洋環境の変化等に対する順応性を高める観点から、資源変動に適応できる漁業経営体の育成と資源の有効利用を図る必要性があることを踏まえ、複合的な漁業等操業形態の転換に向けて、新たな漁業生産方式の企業化を促進するものとする。その際、操業の効率化と単価向上により収益性を向上させるとともに、資源の状況に見合った適正な生産規模と労働力不足に対応するための労働環境改善によって、持続的生産及び国際競争力のある操業形態を実現する方向で総合的に対応するものとし、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) ICTやドローン技術、人工衛星から得られる情報等を積極的に活用すること。また、漁業分野においても二酸化炭素排出量削減を推進する必要があることを踏まえ、省エネに繋がる技術も活用し、燃油使用量の削減を図ること。
- (2) 対象資源の資源状況に見合った漁具規模等の漁獲努力量の適正化により、資源の持続的利用を目指すこと。また、小型魚や希少種等の混獲防止技術の開発に取り組み、生態系保全にも配慮した操業形態を目指すこと。
- (3) 慢性的な労働力不足に対応するため、ロボット技術の漁業現場への導入、乗組員の労働負担の軽減、安全性の確保、居住性の向上等を推進すること。また、女性乗組員の受入れも可能となるよう配慮すること。
- (4) フォローアップ調査や普及・広報活動にも積極的に取り組み、新漁業生産方式の定着化を目指すこと。

第5 その他海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する重要事項

漁業合弁事業は、これまでも我が国への水産物の供給、海外漁場の確保、沿岸国の漁業振興等に大きな役割を果たしてきており、今後、世界の水産物需給がひっ迫することが見込まれる中での我が国漁業の将来の在り方の一つとして重要なものである。また、実際の合弁事業に際しては、海外での企業経営の困難さを考慮し、長期的な視野に立つて行うことが重要である。このため、国は、漁業合弁事業を促進するに当たっては、我が国漁業への影響に十分配慮しつつ、合弁事業に参加しようとしている我が国漁業者に対して情報提供等を行うものとする。

別表

水産動植物の種類	種名	2月の平均水温	8月の平均水温
にしん	にしん	0℃以上	15℃以上 17℃以下
さけ・ます	からふとます さけ（しろざけ） ぎんざけ さくらます べにざけ にじます [海面養殖]	2℃以上	15℃以上 20℃以下
たら	まだら	0℃以上	11℃以下
あまだい	しろあまだい あかあまだい	11℃以上	24℃以下
しまあじ	しまあじ	12℃以上	25℃以上 29℃以下
ぶり	ひらまさ かんぱち ぶり	8℃以上	25℃以上 29℃以下
あじ	まあじ	12℃以上	25℃以上 29℃以下
べら	きゅうせん	8℃以上	26℃以下
ふえふきだい	はまふえふき	15℃以上	24℃以上 30℃以下
いしだい	いしだい いしがきだい	8℃以上	24℃以上 29℃以下
あかむつ	あかむつ	10℃以上	15℃以下
すずき	すずき	5℃以上	20℃以上 30℃以下
いさき	いさき	8℃以上	22℃以上 28℃以下
はた	きじはた やいとはた くえ まはた すじあら	8℃以上 18℃以上 12℃以上 8℃以上 18℃以上	23℃以上 29℃以下 31℃以下 32℃以下 23℃以上 29℃以下 31℃以下
たい	くろだい みなみくろだい ちだい まだい	8℃以上 19℃以上 8℃以上 8℃以上	24℃以上 29℃以下 27℃以上 28℃以下 24℃以上 29℃以下 24℃以上 29℃以下
はたはた	はたはた	1℃以上	12℃以下
さば	まさば	10℃以上	23℃以下
さわら	さわら	15℃以上	25℃以下
まぐろ	くろまぐろ	13℃以上	25℃以上 29℃以下
あいなめ	あいなめ	4℃以上	20℃以上 29℃以下

水産動植物の種類	種名	2月の平均水温	8月の平均水温
かさご・めばる	めばる	4℃以上	20℃以上 29℃以下
	たけのこめばる	6℃以上	28℃以下
	むらそい	5℃以上	27℃以下
	くろそい	4℃以上	20℃以上 29℃以下
	うすめばる	4℃以上	20℃以上 29℃以下
	きつねめばる	6℃以上	21℃以下
	かさご	4℃以上	20℃以上 29℃以下
おこぜ	おにおこぜ	4℃以上	20℃以上 29℃以下
ひらめ	ひらめ	2℃以上	20℃以上 27℃以下
かれい	あかがれい	2℃以上	10℃以下
	いしがれい	2℃以上	20℃以上 27℃以下
	まがれい	2℃以上	20℃以上 27℃以下
	くろがしらがれい	2℃以上	20℃以上 25℃以下
	まこがれい	2℃以上	20℃以上 27℃以下
	くろがれい	2℃以上	20℃以上 25℃以下
	めいたがれい	6℃以上	20℃以上 22℃以下
	まつかわ	2℃以上	15℃以上 23℃以下
	ほしがれい	4℃以上	22℃以下
かわはぎ	かわはぎ	6℃以上	20℃以上 28℃以下
	うまづらはぎ	5℃以上	28℃以下
ふぐ	とらふぐ	6℃以上	20℃以上 28℃以下
あわび・とこぶし	とこぶし	8℃以上	28℃以下
	ふくとこぶし	15℃以上	29℃以下
	めがいあわび	8℃以上	23℃以上 28℃以下
	くろあわび	8℃以上	23℃以上 28℃以下
	えぞあわび	1℃以上	19℃以上 24℃以下
	まだかあわび	8℃以上	23℃以上 28℃以下
たかせがい	さらさばてい	15℃以上	30℃以上 35℃以下
さざえ	さざえ	10℃以上	23℃以上 28℃以下
やこうがい	やこうがい	16℃以上	27℃以上 28℃以下
とりがい	とりがい	8℃以上	25℃以上 28℃以下
ばい	ばい	8℃以上	18℃以上 28℃以下
あかがい	さるぼう	5℃以上	18℃以上 28℃以下
	あかがい		
たいらぎ	たいらぎ	8℃以上	24℃以上 29℃以下
ひおうぎ	ひおうぎ	11℃以上	26℃以上 28℃以下

水産動植物の種類	種名	2月の平均水温	8月の平均水温
ほたてがい	ほたてがい	0℃以上	19℃以上 23℃以下
かき	まがき いわがき	5℃以上	20℃以上 30℃以下
しゃこがい	ひめじゃこ	17℃以上	27℃以上 28℃以下
はまぐり	はまぐり ちょうせんはまぐり	4℃以上	20℃以上 28℃以下
うちむらさき	うちむらさき	6℃以上	27℃以下
あさり	ひめあさり あさり	-2℃以上	20℃以上 28℃以下
ばかがい	みるくい ばかがい	7℃以上 6℃以上	28℃以下 22℃以上 29℃以下
あげまき	あげまき	8℃以上	25℃以上 28℃以下
くるまえび	くるまえび くまえび よしえび	8℃以上	25℃以上 30℃以下
あまえび	ほっこくあかえび	0.5℃以上	11℃以下
いせえび	いせえび	12℃以上	25℃以上 30℃以下
ずわいがに	ずわいがに	1℃以上	14℃以上 17℃以下
がざみ	のこぎりがざみ がざみ たいわんがざみ	8℃以上	24℃以上 30℃以下
いか	あおりいか やりいか	17℃以上 6℃以上	24℃以上 30℃以下 20℃以上 25℃以下
たこ	まだこ みずだこ やなぎだこ	7℃以上 2℃以上 5℃以下 2℃以上 3℃以下	23℃以上 27℃以下 20℃以上 23℃以下 12℃以上 13℃以下
うに	しらひげうに あかうに ばふんうに えぞばふんうに きたむらさきうに むらさきうに	15℃以上 -2℃以上 -2℃以上 -2℃以上 -2℃以上 -2℃以上	20℃以上 32℃以下 15℃以上 29℃以下 15℃以上 29℃以下 15℃以上 29℃以下 15℃以上 29℃以下 15℃以上 29℃以下
なまこ	まなまこ	-2℃以上	16℃以上 29℃以下
ほや	まぼや	2℃以上	18℃以上 24℃以下
あおさ	ひとえぐさ	8℃以上 16℃以下	

水産動植物の種類	種名	2月の平均水温	8月の平均水温
もずく	おきなわもずく もずく	18℃以上 8℃以上	27℃以上 30℃以下 23℃以上 28℃以下
こんぶ	まこんぶ ほそめこんぶ みついしこんぶ	-2℃以上 6℃以下	17℃以上 24℃以下
わかめ	わかめ	2℃以上 14℃以下	27℃以下
ひじき	ひじき	6℃以上	30℃以下
のり	まるばあまのり うっふるいのり あさくさのり すさびのり くろのり	1℃以上 13℃以下	
とさかのり	とさかのり	7℃以上	29℃以下

(注) 2月及び8月の平均水温は、増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物につき、増殖又は養殖を行う海域としての条件の目安を示したもの。